

# 1000円以上！最賃裁判ニュース

NO.23

2014年

12月15日

神奈川労連 最低賃金裁判事務局 TEL045-212-5855 ブログ「最賃裁判ニュース」で検索

## 第18回裁判報告 次回4月22日（水）10：30～

### 裁判官の胸打つ原告陳述。次回に証拠調べの諾否判断

総選挙投開票日の翌日の12月15日。第18回裁判が開かれ、原告12名が参加し、傍聴支援者は60名で、残念ながら84席の傍聴席は埋まりませんでした。

26歳独身の女性原告が、「過酷な福祉職場の労働実態と低賃金の実情、そして切り詰めた生活の実態を陳述し、「ただ働いて食べて寝て過ごすだけの生活でいいのか」と裁判長に最賃千円以上への判決を強く求めました。

原告側弁護団からこれからの証拠調べの申請書が出され、被告・国が「証拠調べは不要。即結審を」との主張があつたものの、石井裁判長は、「次回裁判で原告側から意見書等出してもらい、法廷での証拠調べ等尋問の必要性があるか否かを判断する」と裁判指揮しました。次回裁判は2015年4月22日（水）10:30からとなりました。

### 26歳女性原告が、介護施設での過酷な労働と低賃金の実態を陳述

私は現在、26歳です。実家に両親と3人で同居しており、老人ホームの調理補助のパートとして働いています。

大学時代からやっていた居酒屋のアルバイトをさらに増やして働き、22歳からは、現在の会社に調理補助のパートとして勤めています。仕事はシフト制で、1日に、早番・遅番でそれぞれ調理士1名、調理補助1名ずつ、合計4名が入ります。年末年始の休みはなく、連休もほとんどありません。仕事の内容は、朝食、昼食、おやつ、夕食の準備ですが、朝食は入居者用に約110食、昼食はデイサービスの利用者分、スタッフ分も含めて約225食、おやつは約180食、夕食は約110食を準備します。メニューは一般メニューのほか、アレルギー対策のメニューや咀嚼する力のない方用の流動食メニューがありますし、一般メニューにも常食、やわらか食、糖尿食、減塩食の4種類があり、これらすべてを4名で準備します。

早番は7時からですが間に合わないので、私は6時40分に入るようになっています。また、休憩時間は1時間ですが、30分程度で切り上げることもしばしばです。みんなでなんとか仕事をまわしていますが、仕事量に対して調理場スタッフの人数が不足しているので、常に身体を動かしている状態です。これだけ働いているのに、現在、時給910円で、1ヶ月の給料は手取りで約13万円です。毎年3月に昇給があることになっていますが、2011（平成21）年入社当時850円だった時給はこの4年間で60円上がっただけです。

私は、手取り13万円のうち、家には毎月生活費1万円しか入れていません。半年に一回、持病のC型肝炎の定期健診の医療費を自己負担したいのですが、生活費や社会保険料の支払いなどもあり、親に出してもらっています。食事は自分で材料を買って作るようにしていますが、材料費も大きな出費です。

洋服もなんとか4000円以内でうまく良い物を見つけようとお店を色々見て回って買っています。正社員をしている友人と一緒に買い物に行くと、私にとっては高い物も、友人にとっては普通の値段だ



裁判後の報告集会

ったりします。私も一生懸命働いているけれど、正社員とは生活が違うのだなと感じ、辛くなります。

休日、交際相手のもとに遊びに行くときには、往復600円以上の交通費を気にしてしまいます。食事代などは、私も自立した大人として半分負担したいのですが、その余裕がなくて負担できず、交際相手には申し訳ない気持ちでいます。友人の誘いも出費を考えると躊躇することがあります。飲みに行くと1回2500円ほどはかかるので、お金がないときは「いま（金銭的に）厳しいから」と言って断らなければなりません。

ただ、私にとって、交際相手や友人との繋がりはとても大切です。この繋がりがなければ、ただ働いて食べて寝て過ごすだけの生活になってしまいますが、そんな生活は送りたくありません。実家住まい

で、周りから親に甘えていると見られてしまうのも辛いです。人並みに親元から自立して一人暮らしも経験したいのですが、現実には経済力がなく、できません。

いまは両親が私の生活を支えてくれていますが、父は65歳、母は62歳で、何かあってもおかしくない年齢です。もしものときに備えて毎月3万円ずつ貯金をしています。少ない給料だからこそ、貯金をしておかなければ不安なのです。母も私の将来を心配して、私が家に入る生活費1万円を私のために貯金してくれています。私は常に、何日に給料が入るのか、あといくら残しておかなければいけないのかを気にしながら生活しています。給料の支払日

が週末にあたり、振込みが週明けと延びるだけで、かなりきついです。ずっと家に引きこもっていれば困らないのかもしれません、そんな生活はしたくありません。

このような生活状況ですので、私は26歳で結婚してもおかしくない年齢ですが、いまの生活のことだけで精いっぱい、先のことは考えられません。自分たちだけで経済的にやっていけるのか等不安が大きく、実家を出ることや結婚については、私にそんなことができるのかなと思います。

国や裁判所に言いたいことは、福祉の現場は重労働で、みんな毎日必死に働いています。人のいのちを預かる現場なのに何故こんなに給料が安いのだろう、と思ってしまいます。仕事は嫌いじゃないのできつくても頑張りますが、頑張っても給料は上がりません。この実態を変えてほしいです。

時給が1000円になっても手取りは14万円ちょっとにしかならず、独立するには足りませんが、それでも今よりは生活がだいぶ楽になります。

裁判所には、せめて最低賃金を1000円以上とする判決を出していただきたいと思います。

## ●弁護団「4人の専門家の証人尋問と、9人の原告本人尋問」を申請。次回に採否を判断

原告弁護団から、4人の専門家の証人尋問が申請されました。

- ・小越洋之助先生（國學院大學名譽教授）：日本最低賃金制度や諸外国制度比較の専門家からの意見。
- ・金澤誠一先生（佛教大学教授）：最低生活費についての専門家からの意見。
- ・遠藤美奈先生（早稲田大学教授）：憲法の生存権の保障内容や社会権規約、ILLO条約から。
- ・水谷正人（神奈川県労働組合総連合副議長）：自らの人生と労働運動の立場から。

原告135人を代表して、典型的な事例を持つ9人の原告への本人尋問が申請されました。

20-30代の若者4人（男女2人づつ）、40代の男性2人、30代の子育て世代、シングルマザー2人。

・**被告=国**：時給千円以上にしないから原告らに重大な損害は生じていない。人間らしく働くことによって健康で文化的な生活を享受する利益を最低賃金法は保証していない。従って証拠調べは不要。

・**裁判長**：文書だけ出してもらえれば、法廷で尋問等をする必要もないのでは？

・**田渕弁護士**：専門家からの意見書を見ていただき、弁護団から尋問の必要性を次回法廷で主張したい。

・**裁判長**：では次回4月22日までに準備してもらい、そこで法廷での尋問の必要があるか否かを判断します。

**解説：法廷での尋問の採否の意味** 法廷で尋問を行うということは、原告側専門家の意見書や原告本人の生活・労働の実態について、逐一国が反論（反対尋問）せねばならず、こちら側の主張の価値について吟味されることになります。裁判長がそこまでの必要と手間を認めるのか？次回の裁判期日が注目です。